

浮浪者にみられる酒精中毒について

——梅田厚生館における調査——

杉 原 方
荒 川 義 子

酒に対する考え方

酒は人間の歴史と共に存在しており、酒と人間との関係はきわめて密接につながって今日まで続いてきている。

古代の人々は、酩酊状態にある人は如何なる人であっても、神々のめぐみにあずかっている者として見做しがちであった。すなわち、かれらは神霊（spirit）を所有している証拠として酩酊を認めていた。¹⁾

わが国では、酒は元来、祭のために醸して神に供え、1つの器のものを人びともたがいに飲み合せて、陶然たる気分をともにする効果をもち、酒を飲む日は1年に何回ときまっていた。すなわち、真に本質的な祭とは、神人ともに食し飲み、交歓することを意味していた。そのために、人びとは祭とか刈上げ祝いの寄合に飲むことを楽しみに、めいめいが酒を造り、それに備えた。祭の主座は神格であって、齋忌と禊を徹底して行った斎主（祭主）だけが神格を表現しうるのであるが、齋忌をともにして、厳粛にこの時を迎えた「祭りの仲間」にも、神格に接近しうる機会とは与えられと信じられていた。

祭の日の酒の飲み方は、3つの組の一巡が三献、これを3回繰返すのが三三九度で、今日の婚礼の三三九度はこのかたちを残しているものであるが、古くは、夫婦盃に限ったことではなかった。²⁾

現在もなお、わが国では冠婚葬祭や社事神事、更に社会や国家の行事など神聖なる儀式・式典と関連して飲酒することが慣習となり、欠くことが

出来ぬものと考えられているのは、このような伝統にもとづいているのであって、今昔を問わず、酒は人間の生活に重要な役割を果たしてきている。

しかし、いつの時代にも飲酒による酩酊は、あらゆる人間社会の重要な社会的諸問題として多くの問題を提起してきた。

けれども、酩酊した人が異常を呈するのはその人自身に原因があるのではなく、すべて酒のせいにし、その中に何か神秘的な作用があると考えられていたためか、人びとが酒による害悪を認識しそして真剣にその解決への努力をするに至るまでには大分手間どったようである。

精神医学の領域においてすらも、これらの「異常酩酊」状態についての諸研究は、その主因を酒に求めようとする傾きがあった。〔註Ⅰ〕そして大部分が常習的飲酒の結果を問題としその「人」はほとんど重視されていなかった。

しかし、近年に至って精神分析的方法が行われるようになって〔註Ⅱ〕はじめて酒精中毒者、あるいは飲酒者自身に対する関心が高められたのである。

わが国では、第二次世界大戦後の酒類販売統制の解除にともない、酒の生産量が増大してきている。これは酒類の購入が自由になったことにもよるが、戦後の混乱した社会における高度の緊張感と、戦時下で耐乏生活を強いられてきた反動も手伝って、酒の飲用が社会一般に普及し、飲酒行動の異常、飲酒に関連する交通事故、犯罪が著しく目立ってきている。³⁾

特に、酒による犯罪は危険な暴力的対人犯罪の形をとって表面化してくることもあり、一時的な精神障害による傷人、殺人等の不祥事が、単に酩

罰責任の如何の問題として司法精神医学上問われるだけではすまされない程、今日種々なる社会的非難を受けて、大きな社会的問題へと発展してきている。

既知のごとく、世界で一番酒の消費量が多く、酒精中毒者の問題で憂慮しているのはフランスである。しかし、一般に西洋諸国ではブドー酒やビールはお茶や水と同じく、女・子供も飲む飲物の一種にすぎず、いわゆる「酒飲み」というのは強い蒸溜酒やリキュールの類を常習とするものをさしている。

ところがわが国では、酒に対する考え方は他国とは全く異っている。昔から日本人は「素面では腹をわたした話は出来ない」といわれる程、酒を媒介として色々な目的が果されてきたようである。酒を嗜んだり楽しむというよりもむしろ、酒を飲もうとする時は酔うこと及びそれによる愉快感をまず予想してかかり、飲まぬ先から既に一種の精神的酔いに陥っており、飲酒することに罪悪感をいだいているものさえある。⁴⁾

「酔っぱらい」が日本に多い現象であることもそのせいであろうと思われる。

最近の飲酒傾向は、専らこのような「酔い」を求めてなされており、多くの人たちが日常生活上の緊張感や圧迫感から生じる身体的、精神的疲労をいやす唯一の手段として飲酒を選択していることは憂うべき現象である。そしてわれわれは種々なる生活場面で、犯罪を起さないまでも飲酒による家族軋轢に悩まされている現象に遭遇するのである。

われわれが飲酒者の問題に関心をいだくのは、このような問題飲酒の増大が単に社会的、文化的所産の結果としてもたらされたということよりもむしろ、このような軋轢の背後にその人がどうして飲酒し酩酊せざるを得ないかという「飲酒者自身の人格及び個人的問題」が大きく作用していると思われるからである。

酒精中毒者の根底には重大なパーソナリティの障害が存在していることは既に色々な人たちによって明らかにされている。最近、「酒精中毒は家族病」⁵⁾ であるときえいわれており、家族関係一特に妻との結婚関係が夫の飲酒行動に大きな役割を

果していることが認められてきている。

われわれの研究は、梅田厚生館において実施した酒精中毒者（浮浪者）に対する面接、及びテストによる調査を中心に、社会学的、心理学的、或いは精神医学的に、酒精中毒者の有するパーソナリティ特性及び問題点を究明することを目的としている。しかし、この問題に立ち入る前に、先ずわが国における酒精中毒者の現況について触れておきたい。

〔註Ⅰ〕 アルコール中毒という語は、18世紀末から19世紀の初めにかけて、現在の意味で医学的文献にみられるようになった。イギリスの Trotter (1809) がはじめてアルコール中毒を一疾患として定義したが、かれは Sutton, Rush, Huss 等と同じく、アルコールによる急性の酩酊状態に注目し、アルコールの直接的効果を文字通りの「中毒」とした。

(高橋宏「アルコール中毒と嗜癖の概念について」精神衛生資料 第10号 昭和37年 p. 50)

〔註Ⅱ〕 精神分析理論をアルコール中毒に適用したのは Karl Abraham (1908), Sandor Ferenczi (1911) Julliusburger (1912) であり疾患としての身体症状や精神症状よりも飲酒に異常な要求をもつ人格の状態に中心をおいている。

(高橋宏「飲酒者の嗜癖の研究」精神々経学雑誌 62巻3号 1960. p. 178)

わが国における酒精中毒者の現況

(A) 飲酒に関する一般的動向

最近のわが国における飲酒習慣の普及はめざましく発展してきており、今や、多くの人たちにとって酒は社交上、或いは家庭生活上なくてはならぬ必需品として愛用されてきている。

第1図は酒類の年生産量の推移を曲線で示したものであるが、ここ7～8年のうちに、ビール及び清酒の生産量が急激に増加してきている。これは酒類の自由販売が許可されたことにより量産が可能となり、一般人の手に容易に購入出来るようになったためと思われる。

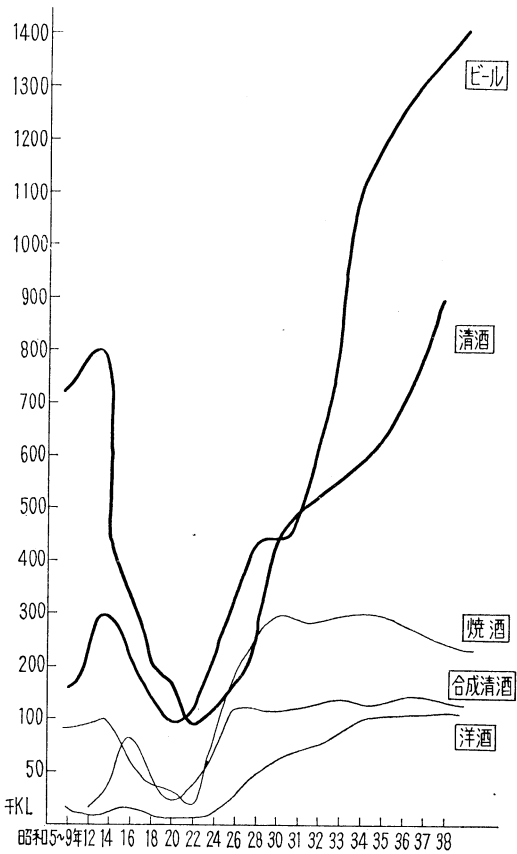
最近の日本の清酒以外の酒類を含めての消費量は第Ⅰ表の通りである。このうちで、果実酒は生葡萄酒で、甘味果実酒はいわゆるポートワイン。スピリッツはジンとかウオッカとかの類、リキュールは言うまでもなくペパーミントとかキューラ

第Ⅰ表 最近の酒数年間消費量
(昭和37-38年)

酒 類	KL	(石)
清 酒	935,482	(5,082,570)
合 成 清 酒	110,428	(611,771)
焼 酎	240,351	(1,331,545)
味 淋	13,173	(72,978)
ビ ー ル	1,415,248	(7,840,474)
ウイスキー ブランデー	47,779	(266,696)
果 実 酒	4,275	(23,684)
甘 味 果 実 酒	31,030	(171,906)
ス ピ リ ッ ツ	2,712	(15,024)
リ キ ュ ー ル	4,131	(22,886)
発 泡 酒	5,059	(28,027)
そ の 他 雑 酒	572	(3,169)
計	2,810,239	(15,568,724)

坂口謹一郎「日本の酒」1964年 6月, pp75-77

第Ⅰ図 酒類生産量の推移



第Ⅱ表 原因別交通事故件数の内訳と道路交通法違反
その一 <昭和36年>

車 両 等 を 第 一 原 因 者 と す る 事 故 原 因 の 内 訳	件 数	車 両 等 を 第 一 原 因 者 と す る 事 故 原 因 の 内 訳	件 数
総 数	480,122	停 車 駐 車 不 適 当	3,878
総 数	418,391	合 図 不 履 行	1,690
右 側 通 行	8,339	乗 降 未 済 発 車	1,775
通 行 区 分 違 反	5,204	わ き 見 操 縦	35,028
通 行 区 分 帯 違 反	745	そ の 他	59,848
斜 め 横 断	387	総 数	46,105
他 車 の 直 前 後 横 断	3,339	◎ 酩 酊	18,264
安 全 地 帯 通 過 , 乗 入	223	居 眠 り	4,329
信 号 灯 無 視	4,668	心 身 欠 陥	1,548
ハ ン ド ル た ず な 等 操 作 不 履 行	16,623	視 界 妨 害	1,790
最 高 速 度 違 反	12,427	操 縦 未 熟 練	19,221
最 低 速 度 違 反	98	そ の 他	953
併 進	1,003	総 数	15,626
後 退 不 適 当	15,248	制 動 装 置 不 完 全	4,192
転 回 不 適 当	7,016	操 向 装 置 不 完 全	426
連 続 進 行	36,742	無 灯 火 及 び 灯 火 不 備	585
追 越 不 適 当	37,780	積 載 不 適 当	1,612
避 讓 不 適 当	7,849	けん 引 不 適 当	328
右 折 左 折 不 適 当	38,563	扉 の 閉 鎖 不 完 全	1,569
踏 切 不 注 意	3,746	滑 走	5,903
優 先 通 行 違 反	18,060	タ イ ヤ の 破 損	271
歩 行 者 等 の 優 先 違 反	4,621	そ の 他	740
徐 行 違 反	92,491	無 免 許 運 転 等	28,136

法務省法務総合研究所編 犯罪白書 昭和38年版
p. 53.

第Ⅲ表 原因別交通事故件数の内訳と道路交通法違反
その二 <昭和36年>

人 を 第 一 原 因 者 と す る 事 故 原 因 の 内 訳	件 数	人 を 第 一 原 因 者 と す る 事 故 原 因 の 内 訳	件 数
総 数	13,377	車 に ぶ ら 下 り	43
左 側 通 行	151	ス テ ッ プ 乗 車	10
信 号 灯 無 視	494	◎ 酩 酊 徘 徊 中	613
車 道 通 行	209	路 上 作 業	117
車 の 直 前 後 横 断	7,403	路 上 遊 戯	465
斜 め 横 断	374	幼 児 の 一 人 歩 き	846
横 断 禁 止 場 所 断	273	心 身 欠 陥	36
踏 切 不 注 意	528	そ の 他	1,616
飛 乗 降	199		

前掲 犯罪白書 p. 53.

ソとか、いろんなリキュールの類。発泡酒というのは炭酸ガスを吹きこんだシャンパンやその他のビール類似の酒のことで、いずれも税法上の名前である。

少し資料は古いが、昭和32年度のわが国における酒類の人口1人当りの年消費量は、100%のアルコールに換算して8.2合であった。これはフランスの149.2合、イタリーの59.0合、アメリカの33.0合、イギリスの24.9合、ドイツの22.1合、スウェーデンの16.5合に比しては少いが⁶⁾ 国情によってそのアルコール含有量、及び飲酒の仕方に相当の差異があると思われるので、はっきりと他国と比較することは出来ない。しかし、消費人口1人当りに引き直してみた場合、日本も世界的に相当上位にゆくことと思う。

このような酒類の消費量の増大にともない、飲酒による交通事故、犯罪が新しい社会的問題として顕著になってきている。第Ⅱ表は交通事故の原因についての統計であるが、車輛等を運転する者が飲酒し、酩酊していた為に事故を惹起した場合であり、第Ⅲ表は飲酒者が酩酊し徘徊している時に、不注意の為に交通事故に遭遇した場合である。

第Ⅳ表、第Ⅴ表は、酩酊上刑法犯罪を犯し検挙された者、及び「酒興」を犯罪原因として、受刑している者の数を示している。

周知のごとく、昭和36年5月19日に、いわゆる「酔っぱらい防止法案」が成立し、同年7月1日より施行された。正式には「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」⁷⁾と規定されている。

第Ⅳ表

刑法犯検挙者中、中毒、酩酊等を犯罪原因とする人員
(昭和31—35年)

年 度	刑法犯検挙者 総 数	酩 酊	麻薬中毒	覚せい剤 中 毒
31	527,950	35,867	249	295
32	544,557	32,877	200	68
33	544,272	32,279	194	31
34	557,073	30,056	115	18
35	561,464	26,321	113	16

＜犯罪白書 昭和37年版＞

第Ⅴ表

新受刑者中「酒興」を犯罪原因とする人員と率
(昭和31年—35年)

年 度	新受刑者 総 数	「酒興」を犯罪原因とする人員				
		計	%	傷害 害致死	窃 盗	その他
31	51,103	236	0.5	126	40	70
32	47,770	305	0.6	166	46	93
33	46,392	397	0.9	150	78	169
34	45,271	370	0.8	130	81	156
35	41,008	345	0.8	128	74	143

＜犯罪白書 昭和37年版＞

この法律の骨子とするところは、酩酊者が公共の場所で公衆に迷惑な言動をしていると認められるときは、警察官が保護出来る。その言動によっては処罰出来、保護した酩酊者が酒精中毒者か、その疑いのある時は、保健所に通報し医師の診察を受けるようにすすめるというものである。

この法律が出来るまではわが国は「酔っぱらい天国」といわれ、酩酊した上の言動は大目に見られる傾向があったが、この法律の施行により、酩酊上の言動に制限が加えられ厳しく取締りがなされるようになった。このことは社会の治安上、或は犯罪・事故の予防的な面においてきわめて重要なことであると思われる。

尚、わが国に酩酊による事故・犯罪が多いのは、外国と比べて日本酒のアルコール含有量が高過ぎることが原因であるといわれている。ビールは、外国では普通容量で2～4%、ごく特別のもので5～7%、ブドー酒7～14%であるのに、日本では、酒税法で規定されている規準アルコール分は清酒で15%、ビールは13%と非常に高い。

しかしながら、われわれは、連日起っている飲酒による交通事故や犯罪を通して、アルコール自体の有する麻酔的作用が如何に人体に影響を及ぼし、社会的、家庭的にも惨事をひきおこしているかを痛感するのである。

(B) 酒精中毒者の現況

全国精神病院設置率〔註Ⅲ〕及び利用率は、昭和36年11月末現在で第Ⅳ表に示す通りである。

特に、病床利用率は全国平均106.8%という高

第Ⅵ表 精神病院（病室）設置率および利用率

(36年11月末現在)

区 分	人 口 (35. 10. 1) (千人)	病 床 数 (床)	病 床 普 及 率 (床)	月末在院患者数 (床)	病 床 利 用 率 (%)
1 北 海 道	5,039	6,147	12.2	6,234	101.4
2 青 森	1,427	1,499	10.5	1,524	101.5
3 岩 手	1,448	915	6.3	918	100.3
4 宮 城	1,743	1,730	9.9	1,638	94.7
5 秋 田	1,336	912	6.8	1,089	119.4
6 山 形	1,321	1,048	7.9	1,108	105.7
7 福 島	2,051	1,826	8.9	2,054	119.5
8 茨 城	2,047	2,278	11.1	2,652	116.1
9 栃 木	1,514	1,298	8.6	1,332	102.6
10 群 馬	1,578	1,489	9.4	1,629	109.4
11 埼 玉	2,491	2,832	11.7	3,421	120.8
12 千 葉	2,306	3,694	16.0	3,593	97.3
13 東 京	9,676	11,237	11.6	12,928	115.0
14 神 奈 川	3,442	4,332	12.6	4,445	102.6
15 新 潟	2,442	2,130	8.7	2,241	105.2
16 富 山	1,033	1,094	10.6	1,197	109.4
17 石 川	973	1,441	14.8	1,462	101.5
18 福 井	753	738	9.8	680	92.1
19 山 梨	782	1,231	15.7	1,350	109.7
20 長 野	1,981	2,089	10.5	2,213	105.9
21 岐 阜	1,638	1,387	8.5	1,391	100.3
22 静 岡	2,756	1,821	6.6	2,150	118.1
23 愛 知	4,206	3,861	9.2	3,860	100.0
24 三 重	1,485	1,580	10.6	1,601	101.3
25 滋 賀	843	980	11.6	1,009	103.0
26 京 都	1,993	3,067	15.4	3,129	102.0
27 大 阪	5,505	6,192	11.2	7,712	124.5
28 兵 庫	3,906	3,613	9.2	3,772	104.4
29 奈 良	781	883	11.3	986	111.7
30 和 歌 山	1,002	1,218	12.2	1,224	101.5
31 鳥 取	599	588	9.8	562	95.6
32 島 根	889	731	8.2	816	111.6
33 岡 山	1,670	2,132	12.8	2,287	107.3
34 広 島	2,184	2,446	11.2	2,567	104.9
35 山 口	1,602	1,771	11.2	1,831	103.4
36 徳 島	847	1,458	17.3	1,324	90.8
37 香 川	919	942	10.3	862	91.5
38 愛 媛	1,500	1,386	9.2	1,622	117.0
39 高 知	855	1,489	17.4	1,498	100.6
40 福 岡	4,007	6,191	15.5	6,170	99.7
41 佐 賀	943	1,245	13.2	1,128	90.6
42 長 崎	1,760	1,931	11.0	2,110	109.3
43 熊 本	1,856	2,141	11.5	2,325	108.6
44 大 分	1,240	1,567	12.6	1,784	113.8
45 宮 崎	1,135	1,228	10.8	1,457	118.7
46 鹿 児 島	1,963	3,005	15.3	3,071	102.2
合 計	93,406,830人	104,813	11.2	111,956	106.8

第Ⅶ表 在院患者診断別 (1) 措置入院

(36.3.31 現在)

区 分	梅毒性 精神障害 (進行麻 痺を含む)	精 神 分裂病	そ う うつ病	退行期 精神障 害	精 神 神経症	精神病質 (性異 格常)	精 神 薄 弱	てんかん	中 毒 性 精神障害	その他	計
北海道 北青岩宮秋	29 1 — 1 —	397 115 52 85 75	6 — 1 — —	6 — — — —	— — — — —	5 2 2 1 —	25 9 3 1 1	22 4 3 6 —	3 — — — —	5 3 1 1 —	498 134 62 95 76
山形 山福茨栃群	— 3 8 6 5	— 95 199 173 124	— 2 3 11 —	— 1 2 1 2	— 1 1 1 —	— 4 3 2 1	— 5 16 8 7	— 5 10 9 9	— 1 2 5 1	— 1 — 1 —	— 118 244 217 149
埼玉県 埼千東神新	— 1 157 15 3	— 108 2,200 444 148	— 1 60 14 3	— — 32 6 —	— — 4 — —	— 1 107 5 2	— 2 227 25 14	— 6 1,264 18 13	— — 99 5 —	— — 125 9 —	— 119 3,175 541 183
富山 富石福山長	1 — 1 1 7	59 61 48 189 226	3 — 1 5 4	— 1 — — —	— — — — —	4 — — 4 6	4 5 2 1 19	4 3 1 13 14	— 2 — — 2	3 1 — 3 2	78 73 53 219 280
岐阜 岐静愛三滋	1 11 24 3 1	40 225 479 87 62	2 — 1 — 1	— 1 7 — 3	— — 1 — 3	1 1 4 1 2	6 7 20 4 2	2 3 21 4 3	— 3 2 — —	— 3 11 5 —	52 254 570 104 77
京都 京大兵奈和	2 53 12 2 2	96 801 367 100 131	1 16 7 3 —	1 15 1 — 1	— 3 — — —	— 17 — — —	6 74 16 5 1	7 24 17 8 4	3 7 2 — —	— 3 2 2 1	116 1,013 424 120 140
鳥取 鳥島岡広山	1 — 9 1 5	25 — 247 153 117	— — 3 2 —	1 — 6 2 —	— — 7 2 —	1 — 9 — 2	— — 9 12 4	— — 13 5 2	— — 9 5 —	— — 4 3 1	— — 316 185 131
徳島 徳香愛高福	4 5 6 4 15	114 52 269 162 294	— 1 6 1 6	2 1 2 6 11	— — — — 5	— 1 5 4 19	5 — 7 7 16	7 — 8 7 44	— 3 7 2 12	— — 1 3 4	162 63 251 196 396
佐賀 佐長熊大宮	3 3 6 2 —	73 139 94 61 —	4 — 2 1 —	2 — 1 — —	4 — — — —	2 — — — —	2 1 1 1 —	5 2 4 2 —	— — — 1 —	1 5 — 1 —	96 150 108 69 —
鹿児島 鹿 児 島	2	120	5	—	—	—	1	7	—	1	136
計	417	9,076	176	114	32	218	518	575	179	206	11,473

第Ⅷ表 在院患者診断別 (2) 一般入院

(36.3.31 現在)

区 分	梅毒性 精神障害 (進行麻痺を含む)	精 神 分裂病	そううつ 病	退 行 期 精神障害	精 神 神経症	精神病質 (性格異常)	精 神 薄 弱	てんかん	中 毒 性 精神障害	その他	計
北海道 北青森 岩手 宮城 秋田	247 36 36 68 39	2,036 575 352 667 409	156 15 26 41 33	94 20 6 26 27	92 12 7 16 62	36 3 3 11 26	137 15 13 40 16	152 30 26 41 37	149 9 5 5 14	149 11 14 15 30	3,248 730 488 930 693
山形 福次 栃群	— 74 62 48 64	— 907 818 343 742	— 88 60 111 25	— 4 22 14 38	— 45 35 32 63	— 24 13 13 13	— 46 17 11 26	— 69 36 23 38	— 19 17 8 37	— 65 9 43 7	— 1,326 1,089 646 1,053
埼玉県 千代田 東神奈 新	— 63 272 88 55	— 1,133 3,377 992 763	— 49 179 39 72	— 24 128 37 11	— 7 57 15 56	— 13 78 14 14	— 23 309 66 61	— 55 195 60 40	— 67 68 15 18	— 60 245 74 30	— 1,494 4,908 1,400 1,120
富山 石福 山長	41 84 28 23 82	627 730 158 735 962	46 61 4 56 76	27 19 — 20 35	23 39 44 24 131	12 29 4 16 8	28 39 8 23 37	35 52 7 26 55	18 21 1 16 30	36 42 10 26 53	893 1,116 264 965 1,465
岐阜 静愛 三滋	41 73 124 86 28	317 1,045 1,695 819 467	21 117 86 46 20	14 18 67 47 30	15 16 152 32 31	16 14 30 16 12	29 51 52 36 68	15 65 84 45 48	6 25 64 16 12	12 35 111 83 26	486 1,460 2,465 1,226 742
京大 兵奈 和歌	51 300 125 19 45	405 3,617 1,549 254 629	31 133 82 21 32	20 261 94 6 45	12 94 108 1 21	12 64 38 8 7	37 225 106 9 13	23 195 85 12 22	9 170 86 1 24	33 71 72 13 31	633 5,130 2,345 344 869
鳥島 岡山 広山	24 — 58 50 57	314 — 1,099 900 780	12 — 96 30 43	11 — 52 33 22	14 — 184 22 31	4 — 27 17 19	112 — 47 37 22	21 — 36 45 25	10 — 37 39 39	8 — 34 32 18	430 — 1,570 1,205 1,056
徳香 愛高 福	34 32 38 37 230	494 434 906 823 1,819	8 16 67 30 157	18 14 18 68 114	34 116 22 34 150	3 6 5 6 55	12 10 12 51 89	16 15 49 44 120	6 8 21 21 181	10 9 66 33 113	688 560 1,204 1,147 3,028
佐長 熊大 宮	70 62 19 102 —	629 622 206 1,041 —	47 61 19 98 —	10 26 4 23 —	49 15 2 48 —	18 1 3 — —	17 15 2 9 —	39 22 9 55 —	15 19 4 53 —	18 45 6 32 —	902 898 274 1,466 —
鹿兒 島	82	952	137	20	28	6	16	59	11	39	1,350
計	3,197	38,142	2,547	1,632	1,795	722	1,892	2,126	1,394	1,870	55,367
総 計	3,614	47,218	2,723	1,746	1,827	940	2,410	2,601	1,573	2,776	66,790

＜注＞この資料には山形、埼玉、鳥取、宮崎の4県は含まれていない。

第Ⅷ表 アルコール中毒入院患者都道府県別内訳

昭和34年6月10日現在調査 野口 (1960)

府 県 別	施設	在院者数	酒 精 者 患 者	%	府 県 別	施設	在院者数	酒 精 者 患 者	%
北 海 道	21	3,524	129	3.54	滋 賀	4	627	4	0.64
青 森	6	774	27	3.50	京 都	12	1,996	39	1.95
岩 手	5	545	20	3.68	大 阪	19	5,412	151	2.80
宮 城	5	717	19	2.66	兵 庫	14	2,736	56	2.04
秋 田	3	241	4	1.65	奈 良	3	656	18	2.75
山 形	2	257	1	0.39	和 歌 山	4	593	6	1.01
福 島	8	621	13	2.10	鳥 取	2	114	12	10.52
茨 城	7	882	9	1.09	鳥 根	4	323	9	2.78
栃 木	5	544	10	1.84	岡 山	7	1,427	48	3.36
群 馬	4	1,019	7	0.68	広 島	5	824	25	3.04
埼 玉	10	931	28	3.04	山 口	7	544	16	2.94
千 葉	10	1,695	16	0.94	徳 島	6	860	9	1.04
東 京	42	10,596	289	2.74	香 川	3	253	6	2.37
神 奈 川	16	2,955	60	2.03	愛 媛	4	881	25	2.84
新 潟	4	638	16	2.50	高 知	5	695	11	1.58
富 山	4	533	11	2.06	福 岡	21	2,497	183	7.35
石 川	9	949	16	1.68	佐 賀	6	729	14	1.92
福 井	1	50	0	0	長 崎	8	954	23	2.42
山 梨	2	225	5	2.22	熊 本	7	933	25	2.68
長 野	6	825	15	1.82	大 分	2	126	4	3.18
岐 阜	4	804	6	0.75	宮 崎	7	909	30	3.30
静 岡	5	756	13	1.72	鹿 児 島	11	1,430	19	1.33
愛 知	14	1,714	34	1.98	府 県 不 明	5	718	12	1.67
三 重	3	391	3	0.77	合 計	362	58,426	1,496	(平均) 2.56

石坂文子, 山田和子著 飲酒事件の取扱いに関する一考察 調研紀要, 第2巻第1号 昭和37年9月 p. 25.

率を示しており、精神病院はいつも満員の状態である。

この入院内訳は第Ⅶ表, 第Ⅷ表のごとく、精神分裂者が70.7%でもっとも多く、次が梅毒性精神障害だが、54%とはるかに低く、そううつ病は4.0%, てんかん3.0%, 精神薄弱3.6%の順で中毒性精神障害はわずか1.7%にすぎない。そのうち、酒精中毒は1%前後と推定される。第Ⅶ表の(1)の措置入院とは、精神衛生法第29条〔註Ⅳ〕の規定にもとづき強制的に入院させたものであり、第Ⅷ表の(2)は、本人、或いは家族の者、関係者の同意による一般入院である。

昭和34年に野口氏によって調査された都道府県別酒精中毒者数は第Ⅸ表のごとくである。これを第Ⅹ表の各国の平均と比較してみると、わが国で

も、鳥取や福岡等、地域的にはアメリカの全国統計をはるかに上まわっていることは注目すべきことであり、徐々に世界的水準に迫りつつあるといえるのではないか。

最後に、参考までに大阪府における精神障害者及び病床の推移と、病名別在院患者数を第Ⅺ表, 第Ⅻ表に示しておく。

これによると、大阪府下の全精神障害者数のうちの要入院患者数に対する病床数は、昭和36年12月末現在でわずか26.6%にすぎず、しかも全国水準と同様、主なる在院患者は精神分裂病が大半を占めているのが目立つ。特に、わが国における酒精中毒者数は酒が広く、一般に普及しており、又、人によりその症状が異なるため、なかなか把握しがたいのが実状の様である。

第Ⅹ表 国別にみたアルコールによる入院患者に対する比率

調 査 対 象	患者比率 (%)	年 次
鹿 児 島 保 護 院	0.23	1933—1955
全国精神病院 (菅) 年末在院患者	1.16	1935
年間入院患者	1.93	
年間退院患者	2.13	
松 沢 病 院	0.3	1943—1945
全国国立都道府県指定病院	0.7	1953
広 島 医 大	2.3	1949—1953
札 幌 医 大	3.78	1955
東邦医大及び東京周辺4病院 (野口英彦)	3.2	1954—1958
全国精神病院 (厚生省)		
7月15日現在在院患者	1.6	1956
7月15日現在退院患者	4.0	
全国精神病院 (野口晋二)		
6月10日現在在院患者	2.6	1959
米 国 全 精 神 病 院	4.2	1945
米 国 州 立 病 院	4.4	1947
米 国 私 立 病 院	3.6	1947
フランスー地方 (Jellinek)	17.6	1949
フ ラ ン ス (Malignac & Colin)	23.0	1949
イ タ リ ー (Jellinek)	12.0	1949
ス ェ ー デ ン (Jellinek)	8.6	1949
ア メ リ カ	5.1	1950
フィンランド	2.5	1949
ノ ル ウ ェ ー	1.3	1949

第Ⅺ表 大阪府における精神障害者及び病床数の推移

項 目 \ 年 度	昭和31年 12月末	昭和32年 12月末	昭和33年 12月末	昭和34年 12月末	昭和35年 12月末	昭和36年 12月末
大 阪 府 人 口	4,737,671	4,904,831	5,057,735	5,219,349	5,504,349	5,713,440
精神障害者推定数	70,100	72,600	74,900	77,200	81,500	85,300
要入院患者推定数	23,700	24,500	25,300	26,100	26,500	27,700
入 院 患 者 数	4,753	5,257	5,824	6,413	6,940	7,438
入院患者数 要入院患者数 ×100	20.1	21.5	23.0	24.6	26.2	26.6
精 神 病 床 数	4,174	4,683	5,027	5,461	5,814	6,349
人口1万対病床数	8.8	9.5	9.9	10.4	10.4	10.4

＜大阪府年鑑 昭和38年版 新大阪新聞社発行 p. 419.＞

第Ⅱ表 病名別在院患者推移 <府立及び指定病院>

項 目 \ 年 度	昭和31年 12月末	昭和32年 12月末	昭和33年 12月末	昭和34年 12月末	昭和35年 12月末	昭和36年 12月末
梅 毒 性 精 神 障 害 (含進行麻痺)	306	313	329	338	353	361
精 神 分 裂 病	2,947	3,216	3,533	3,751	4,418	4,792
そ う う つ 病	138	166	178	173	149	213
退 行 期 精 神 障 害	184	204	219	268	276	377
精 神 神 経 症	100	99	124	143	97	174
精神病質 (性格異常)	63	95	89	103	81	126
精 神 薄 弱	246	263	280	300	299	344
て ん か ん	186	178	178	194	219	249
中 毒 性 精 神 障 害	112	120	160	153	177	261
そ の 他	62	58	67	71	74	92
計	4,346	4,712	5,157	5,494	6,143	7,000

<大阪府年鑑 昭和38年版 新大阪新聞発行 p. 420.>

<註Ⅲ>本論文での酒精中毒 alcoholism とは広義のものであり、所謂慢性酒精中毒を含む、いわゆる慢性酒精中毒については色々な定義があるが、ここでは世界保健機構 (W. H. O.) アルコール中毒分科会のアルコール中毒に関する定義によると、即ち「アルコール中毒とは在来の食事の習慣やあらゆる社会の社交的飲酒の程度を越えた飲酒の型であって、このような行動に導く病因の如何は問題ではなく、またこうした病因がどこまで体質や、後天性の病理学的あるいは代謝の影響に由来するかは問題にしない。」

(石坂文子、山田和子「飲酒事件の取扱いに関する一考察」調研紀要 2巻1号 昭和38年9月 p. 24)

<註Ⅳ>精神衛生法第29条

都道府県知事は第27条（保護の申請又は通報のあった者についての精神鑑定医の診察）の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり且つ医療及び保護のため入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害をおよぼすおそれがあると認めた時は、本人及び関係者の同意がなくてもその者を国若しくは都道府県の設置した精神病院（精神病院以外の病院に設けられている精神病室をも含む）又は指定病院に入院させることが出来る。

研究の対象及び調査方法

われわれは、酒精中毒者のパーソナリティの研

究を目的として、昭和37年6月～39年3月まで、大阪市の一時収容保護施設である梅田厚生館で、退院患者を対象に、生活歴、飲酒歴を中心に調査面接を行うとともに、ロールシャッハ・テスト、ソンディ・テスト、及び矢田部・ギルフォード・テストを実施した。

この1年9ヶ月間に、梅田厚生館に収容された浮浪者は、第XIII表の月別処置状況に示す通り、10,887名もあり、そしてこの間に精神病院に入院し、治療を終えて退院してきた患者総数436名のうち、酒精中毒者は159名にものぼっている。

第XIV表は退院患者の診断別状況を示したものであるが、一瞥して分るように、酒精中毒者が第1位を占めており、前述した第Ⅶ・Ⅷ表の全国精神病院における在院患者診断別状況と比較すると奇異に感ぜられるかもしれない。

しかし、これは在院、退院の診断分類の差であり、在院期間、治癒率、入院回数等が関係し、更に梅田厚生館の場合は、生保による入院であって一般の場合よりも容易に処理されやすいことにもよると思われる。

梅田厚生館では精神科と関係のある患者の処置はすべて精神科医の診断をうけ入退院、その他の

第XIII表 梅田厚生館における収容者の月別処置状況

	37年								38年												39年		
	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
厚生施設	143	191	150	185	231	177	237		225	178	178	184	160	128	52	143	142	176	158	282	142	133	148
宿舎提供	51	40	58	75	68	60	35		53	54	47	90	83	65	71	60	67	81	85	75	83	80	79
養 老 院			2	7	2	6	6		3	4	1	1	2	4	4	1	4	4	1	2			
救護施設	1								2	2	1	1	1					1	1	2	1		
普通病院	31	48	35	37	29	32	40		30	44	39	24	36	24	32	34	28	35	38	36	39	34	23
精神病院	5	4	4	1	7	3	6		6	6	1	5	6	4	6	9	3	6	5	7	1	2	6
中央児童相談所	5			3		1	1						2						2		5		
計	236	285	254	303	335	273	325		319	288	267	305	290	225	265	247	244	303	290	404	271	249	256
退 館	20	19	40	23	15	25	19		19	25	27	15	15	37	14	34	20	46	23	18	15	24	29
帰 郷	212	215	196	198	163	158	247		254	271	188	171	182	145	174	188	169	180	134	156	171	121	136
総 計	468	519	490	524	513	456	591		592	584	482	491	487	407	453	469	433	529	447	578	457	394	421

累計 10,887

第XIV表 退 院 患 者 の 診 断 別 状 況

	37年								38年												39年		
	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	計
梅 毒 性 精 神 障 害 (含進行麻痺)					1								1								1		3
精神分裂病	11	10	8	6	8	4	2		5	4	3	10	5	2	10	14	2	10	4	7	10	6	141
そううつ病	1	1	2									1	1	1	1		3	2	1	2	2		18
退 行 期 精 神 障 害	2				1	1										2	2				1		9
精神神経症					2				2				2	1	1		2		1		1	2	14
精神病質 (性格異常)	1	2	1		2	1	2		1	2			2		2	2		2		2			22
精神薄弱	6	1	1	1					1		1							1			1	1	14
てんかん	1	1	1	1		3			1	1	1	1	1	4	2		3		1	1	1	1	24
アルコール中毒	3	9	13	9	13	7	4		8	4	7	16	2	8	7	6	6	8	8	8	7	6	159
接枝性分裂病					1													1	1		1		4
非定型 精神障害	2								1									1	1				3
反応性 精神障害				1																1			2
心因反応		1			1								1										3
そ の 他	1	2			1	2			1		1				1				1	3	4	1	18
計	28	27	26	18	30	18	8		19	11	12	29	14	17	24	24	18	25	18	24	28	18	436

その他の内訳

頭部外傷後遺症	13	} 計 18
疲憊性精神障害	2	
眠 剤 中 毒	2	
麻 薬 中 毒	1	

手続きがとられることになっている。そしてこの調査は、主として病院から退院が決定し、梅田厚生館で最終的な診察を受けにやってきた酒精中毒者を対象にして行ったものである。かれらはここで退院の可否、あるいは退院後の方針が決められることになっている。

この調査は被調査者である酒精中毒者の陳述を中心になし、出来るだけその陳述の真疑をたしかめるように注意し、客観性のある資料をとらえようと努力したのであるが、浮浪者特有の心理（たとえば退院させられないのではないか、退院後の施設収容に有利になるか、不利になるかといった危惧）によって歪められている点が多分にあり、表面的な問題の把握に終わったように思われる。

尚、この調査の調査種目、並びに対象者数は以下の表のごとくである。この調査の対象者はこの期間中精神病院より退院してきた酒精中毒者のうちの110名で、すべてではない。

調 査 種 目	対象者数 (名)
1. 面接による生活歴調査	110 (1)
2. 面接によるアルコール歴調査	110 (1)
3. ロールシャッハ・テスト	52
4. ソンディ・テスト	50
5. Y・G テスト	43

(かっこ内は女子 他はすべて男子)

次表は、これらの酒精中毒者の診断別病名及び人数である。

更にこれらと比較するためにコントロールグループとして、昭和39年3月20日～30日の間に梅田

診 断 別 病 名	人 数 (名)
慢 性 酒 精 中 毒	68
病 的 酩 酊	6
振 戦 せ ん 妄	12
酒 精 幻 覚 症	24 (1)
計	110

(かっこ内女子 他は男子)

厚生館に収容された浮浪者より50名を無作為抽出し、同じ要領で調査面接、及びテストを実施した。

調 査 種 目	対象者数 (名)
1. 面接による生活歴調査	50
2. 面接によるアルコール歴調査	50
3. ロールシャッハ・テスト	50
4. ソンディ・テスト	50
5. Y・G テスト	50

この調査結果の詳細については、順次報告、検討してゆくつもりである。

- 註 1) William. S. Sadler, Practice of Psychiatry, 1953. p. 721
 2) 日本民俗学大系 6. 生活と民俗 1. pp.279—80.
 8. 信仰と民俗 p.195.
 3) 高橋宏「飲酒者の嗜癖の研究」精神々経学雑誌 62巻3号 1960年 pp.156—7
 4) 坂口謹一郎「世界の酒」昭和36年 pp 24—556
 6) Gladys. M. Price; Alcoholism is a Family Illness, Casework papers. 1960. pp. 105—115.
 6) 坂口謹一郎 前掲書 p. 23 及び小沼十寸穂「アルコール中毒」昭和36年, pp. 92—93.
 7) 高橋宏「日本における中毒・嗜癖問題の最近の展望」精神衛生資料 11号 昭和38年, p. 85.